

株式等の配当所得のある方へ

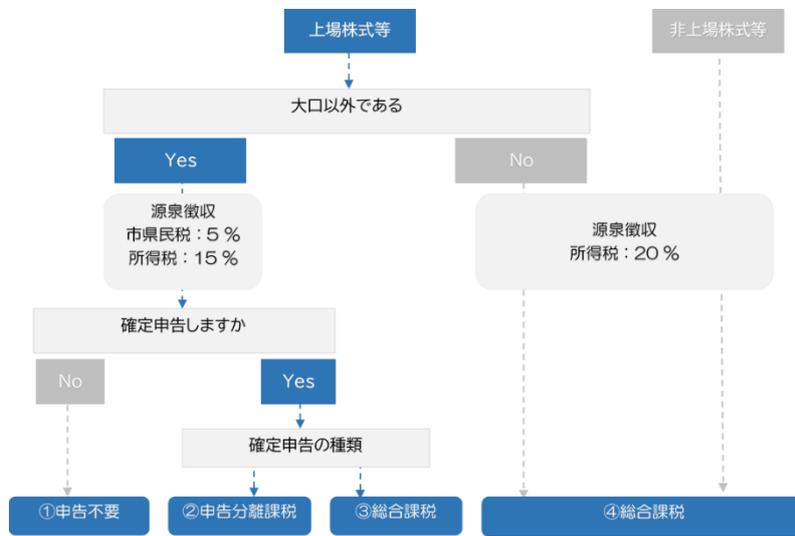
ご注意ください

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等は、これまで所得税と異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度の住民税(市県民税)から、所得税の課税方式と一致させることになりました。令和5年分以降の所得について、所得税と住民税(市県民税)で異なる課税方式を選択することはできません。

- ・大口*以外の上場株式等の配当については、支払われる際に市県民税5%、所得税15%が源泉徴収されます。そのため、上場株式等の配当所得を申告する必要はありません。
- ・ただし、各種所得控除等の適用を受けるために、総合課税や申告分離課税を選択して申告することもできます。

*大口とは、発行済み株式総数の3%以上を所有しているものをいいます。

フローチャートにて、選択できる課税方式をご確認ください



税率や控除の適用は表のとおりです

	①申告不要 (注1)	②申告分離課税	③総合課税	④総合課税 (注2)
税率	源泉徴収のみ	市県民税：5% 所得税：15%	市県民税：10% 所得税：累進課税	市県民税：10% 所得税：累進課税
配当控除	×	×	○	○
上場株式等の 譲渡損失との損益通算	×	○	×	×

注1 申告不要を選択された場合、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険料算定等の基準となる総所得金額や合計所得金額に上場株式等の配当所得は含まれません。

注2 少額配当(1回の支払額が「10万円×配当計算期間月数÷12」の額以下であるもの)については、所得税では申告不要ですが、市県民税の申告は必要です。

※ 株式等の配当所得に対する市・県民税の徴収方法について、所得税の確定申告書第二表の「給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法」欄で、「自分で納付」(普通徴収)を選択された場合でも、株式等の配当所得に対する普通徴収税額が算出されない等の理由により普通徴収できない場合があります。